

概要版

第3期鴨川市 健康福祉推進計画

みんなで取り組もう
一人ひとりが輝く『元気』のまち 鴨川



令和3年3月

鴨川市

どんな計画なの？



地域共生社会の実現に向けて

日々生活していく中で、健康づくりと福祉は切り離せないものです。鴨川市ではこの「健康」と「福祉」を一体的にとらえて、「健康福祉推進計画」をつくっています。今回で3期目の計画で、令和3年度から令和7年度までの計画期間となっています。

● 地域の課題は複雑になってきています

健康寿命延伸の重要性	新たな生活様式を踏まえた活動への対応
孤立化の進行	地域で活躍できる体制づくり
多問題を抱える世帯の増加	



● 「健康福祉推進計画」で解決を目指していきます

第3期鴨川市健康福祉推進計画の目標像

みんなで取り組もう 一人ひとりが輝く『元気』のまち 鴨川

各論Ⅰ 健康増進計画 (食育推進計画・自殺予防対策計画)

- 第1節 ライフステージに応じた健康づくり
- 第2節 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- 第3節 栄養・食生活による健康増進
(食育推進計画)
- 第4節 身体活動・運動による健康増進
- 第5節 休養・こころの健康づくり
(自殺予防対策計画)
- 第6節 喫煙・飲酒対策の充実
- 第7節 歯と口腔の健康づくり
- 第8節 地域連携・協働による健康をささえる基盤づくりの推進

4ページへ

各論Ⅱ 地域福祉計画 (成年後見制度利用促進基本計画・地域福祉活動計画)

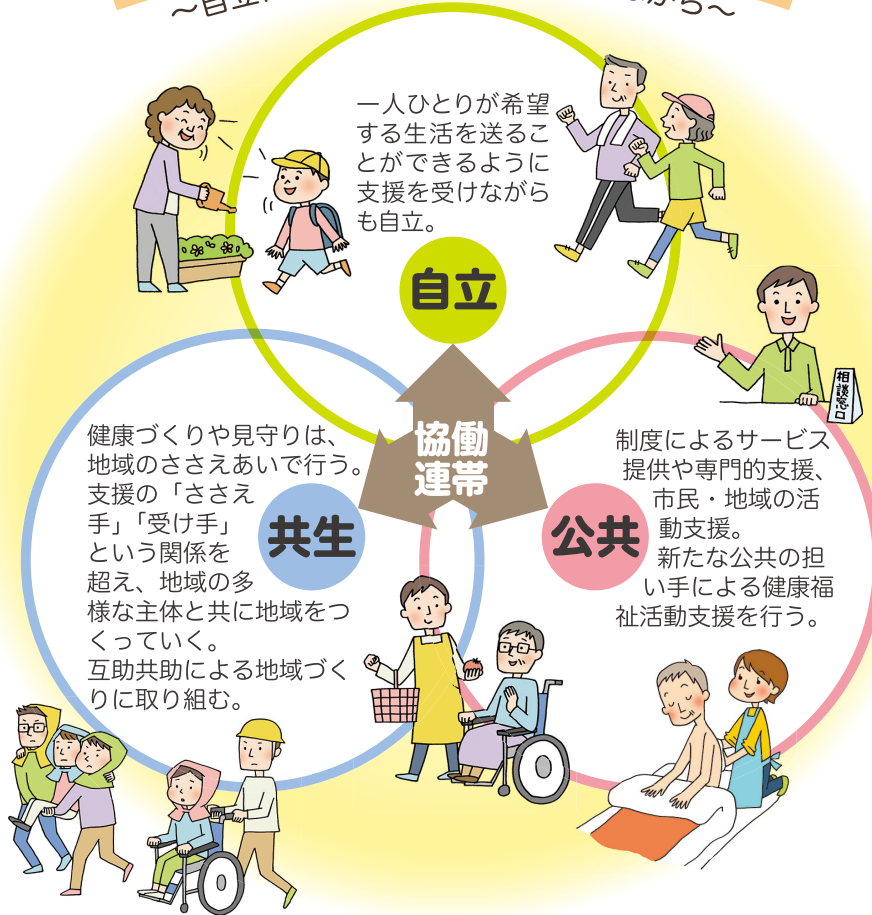
- 第1節 ふれあい、ささえあいのある地域づくり
- 第2節 地域づくりを支える包括的な仕組みづくり
- 第3節 安心して生活できる環境づくり
- 第4節 災害等の非常事態に備える体制づくり
- 第5節 権利と利益を守る体制づくり
(成年後見制度利用促進基本計画)

6ページへ

● 自立・共生・公共の視点で取り組みます

地域の健康福祉を推進していくために、これまでの「自助」「共助」「公助」の考え方を継承しながら、より発展的な「自立」「共生」「公共」の視点での取り組みが重要となります。

市民と市との協働のまちづくり ～自立に向けて相互に重なり合いながら～



● 「重層的支援体制」の整備を重点的に行います

人口減少が進み、多様化する地域の課題を解決し地域共生社会を実現していくために、次とおり重層的支援体制の整備を進めていきます。

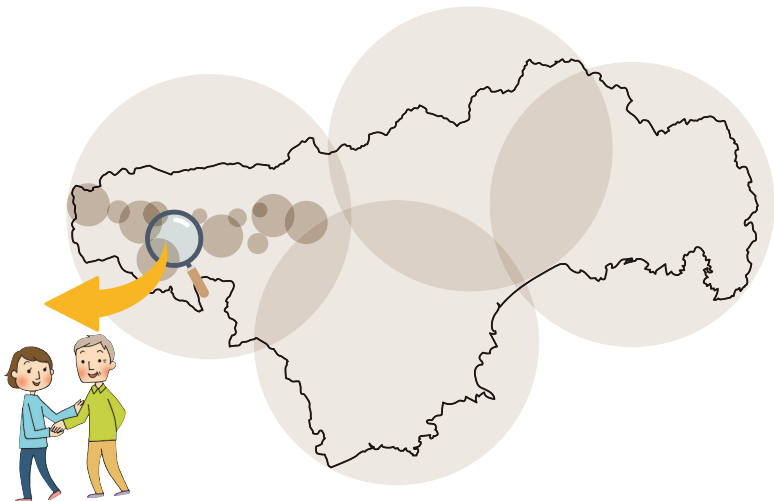
そこに住む人を起点にして、隣近所の人を見守りや、



地区の体操サークル、



中学校区でのサービスなど様々な活動が重なりあって、ささえあう健康福祉の鴨川市へ



健康づくりを進めます（健康増進計画）



妊娠・乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた、一人ひとりの、さらには地域社会でのつながりやささえあいによる健康づくりを推進し、誰もが健康で安心・元気になれる、健康長寿のまちの実現を目指していきます。



基本理念

誰もが健康で、安心・元気になれるまちづくり

【健康寿命の延伸を目指して】

● 基本となる取り組みと重点項目

取り組みの方向	施策の方向	重点項目
1 ライフステージに応じた健康づくり	1 妊娠・乳幼児期の健康づくりの推進	●妊娠期から子育て期に向けた切れ目のない支援の充実 ●学童期の生活習慣病予防の充実 ●成年・壮年期の生活習慣病予防の充実 ●フレイル予防、認知症予防を重点とした高齢者の介護予防の充実 ●新たな感染症が発生した場合の機動的な対応
	2 学童・思春期の健康づくりの推進	
	3 成年・壮年期の健康づくりの推進	
	4 高齢期の健康づくりの推進	
	5 感染症対策の充実	
2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	1 各種検(健)診体制の充実	●生活習慣病予防に関する知識の普及、健康意識の向上や適切な生活習慣定着化への取り組みの強化 ●各種検診の受診率向上、保健指導の推進 ●生活習慣病の重症化予防に向けた取り組みの充実
	2 保健指導、フォローアップの充実	



取り組みの方向

施策の方向

重点項目

3

栄養・食生活による健康増進
(食育推進計画)

- 1 ライフステージに応じた食育の推進
- 2 家庭・学校・地域における食育の推進
- 3 地域に根差した食育の推進

- 若年期から生涯を通じた食育の推進
- 家庭、学校、地域が連携し、健全な食生活の実践を支える食育の推進
- 地産地消の推進と食文化の継承

4

身体活動・運動による健康増進

- 1 運動習慣の定着化
- 2 運動継続のための仕組みづくり

- 運動習慣の定着化に向けた取り組みの推進
- 健康づくりに関する自主グループへの支援

5

休養・こころの健康づくり
(自殺予防対策計画)

- 1 睡眠・休養・こころの健康の保持
- 2 自殺に関する周知啓発
- 3 自殺対策を支える人材の育成
- 4 地域における相談とネットワークの強化

- 自殺予防に関する普及啓発の強化
- 地域における相談支援体制の充実とネットワークの強化

6

喫煙・飲酒対策の充実

- 1 喫煙・飲酒防止の啓発
- 2 薬物乱用防止対策の推進

- たばこや適量飲酒に関する普及啓発の充実
- 受動喫煙防止対策の推進

7

歯と口腔の健康づくり

- 1 歯の健康についての啓発
- 2 乳幼児期・学童期からのむし歯予防の推進

- フッ化物の応用によるむし歯予防対策の推進
- 8020(ハチマルニイマル)運動の普及促進

8

地域連携・協働による健康をささえる基盤づくりの推進

- 1 地域ぐるみで取り組む健康づくり体制の充実
- 2 健康づくりに関する情報提供・相談の充実
- 3 地域医療・福祉・介護等との連携の推進

- かもがわ健康ポイントへの市民参加の促進
- 健康づくりリーダー、ボランティアの育成・支援
- 地域の健康課題の分析に基づく健康意識の醸成

地域での助け合いを進めます(地域福祉計画)

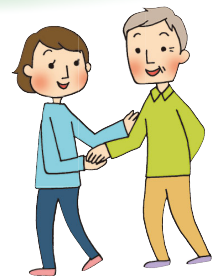


個人や地域におけるささえあい、助け合いを支援し、誰もが安心して、元気に過ごせる、つながりのある地域を目指していきます。



基本理念

誰もがささえあい、安心・元気でつながるまちづくり



● 基本となる取り組みと重点項目

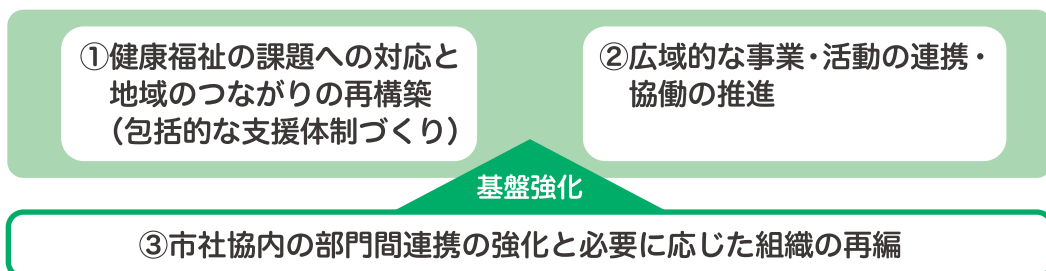
取り組みの方向	施策の方向	重点項目
1 ふれあい、ささえあいのある地域づくり	1 ささえあいの意識が根付く 2 地域で気軽に交流する 3 担い手を育む 4 地域の活動が盛んになる	<ul style="list-style-type: none">● 広報かもがわやホームページなどの各種機会を通じて、地域でささえあう意識の啓発を行うとともに、地域のささえあい活動の実態を把握します。● 福祉活動参加のきっかけとなるよう、市民活動団体の活動情報について発信します。
2 地域づくりを支える包括的な仕組みづくり	1 必要な情報が行き届く 2 なんでも相談できる 3 活動資金が確保できる 4 多様な資源をつなぐ	<ul style="list-style-type: none">● 市内4地区ごとにある福祉総合相談センターにおけるワンストップサービスによる総合相談支援の質の向上、充実と周知啓発を図ります。● 保健・医療・福祉の連携による多職種連携のネットワークの構築と地域ケア会議への参加等により相談がスムーズに進められる連携体制の強化を図ります。

取り組みの方向	施策の方向	重点項目
<p>3 安心して生活できる環境づくり</p>	<p>1 日頃の見守りが盛んになる</p> <p>2 孤独死や虐待、家庭内での暴力 (DV等)がない</p> <p>3 生活に困窮する人がいない</p> <p>4 必要な人が福祉サービスを受けられる</p> <p>5 移動がしやすくなる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「鴨川市障害者(児)福祉総合計画」「鴨川市子ども・子育て支援事業計画」の各分野別計画における福祉サービスについて充実を図ります。
<p>4 災害等の非常事態に備える体制づくり</p>	<p>1 地域ぐるみで防犯に取り組む</p> <p>2 地域ぐるみで防災意識を育む</p> <p>3 日頃から災害に備える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティア連絡会の設置や、災害ボランティアセンター設置訓練を実施し、より多くの市民を巻き込み、災害に備えます。 ●避難行動要支援者情報を収集・共有し避難行動要支援者名簿を更新するとともに、名簿の提供について関係機関・組織と協議及び提供し災害に備えます。 ●定例会議や訓練を通して、安房3市1町間での災害時における連携体制及び専門職のネットワークを充実します。
<p>5 権利と利益を守る体制づくり (成年後見制度利用促進基本計画)</p>	<p>1 権利擁護の理解を促進する</p> <p>2 成年後見制度の利用を促す</p> <p>3 体制の充実を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●支援体制の充実 ●制度の利用につなげる ●意思決定支援の充実 ●不正防止の徹底

● 社会福祉協議会の取り組み（地域福祉活動計画）

これからの鴨川市の地域福祉をより一層推進していくためには、市が策定する地域福祉計画と、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を連携しながら進めていくことが効果的であることから、第3期より両計画は一体的に策定しています。

特に本計画の計画期間では、健康増進・地域福祉をより一層推進させるため、次の3点について重点的に取り組みます。



計画を進めていくために

● 多様な主体と進めていきます

本市における健康福祉を推進するため、市民・各種団体・事業者・社会福祉協議会・市等、様々な関係機関・団体とのネットワーク強化を図り、本計画の着実な推進に向けて取り組んでいきます。

	主体	役割	概要
自立	市民	健康福祉活動の実践者	日頃のあいさつや健康づくりなど身近なことから取り組みます。
共生	ボランティアやNPO法人など各種団体	地域における健康福祉活動の主体	地域における健康づくりや福祉活動を積極的に展開します。
	事業者	専門的なサービスの提供	専門機能を生かしつつ、サービスを提供します。
公共	社会福祉協議会	健康福祉推進実践の中核 地域と市の橋渡し役	地域の団体間の連携や市との連携をコーディネートし、地域における健康づくりや福祉活動を推進します。
	市	健康福祉推進のための仕組みづくり	地域での健康づくりや福祉活動が展開しやすい基盤や仕組みづくりを行います。

困ったことがあれば「福祉総合相談センター」へ！

市内4地区にはそれぞれ「福祉総合相談センター」が設置されています。

どこに聞いたら良いかわからない生活の困りごとは、総合相談センターへご相談ください！

